

◎新潟県告示第1090号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年10月8日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐渡縦貫線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
佐渡市下横山字道端302番2から	新	7.7～21.4メートル	719.9メートル
同市下横山字西934番まで	旧	4.0～9.2メートル	679.0メートル

備考 路線重用

一部区間一般国道350号と重用